

「民営化」の波に抗して

↑
(大企業)

～私たち庶民のための経済へ～

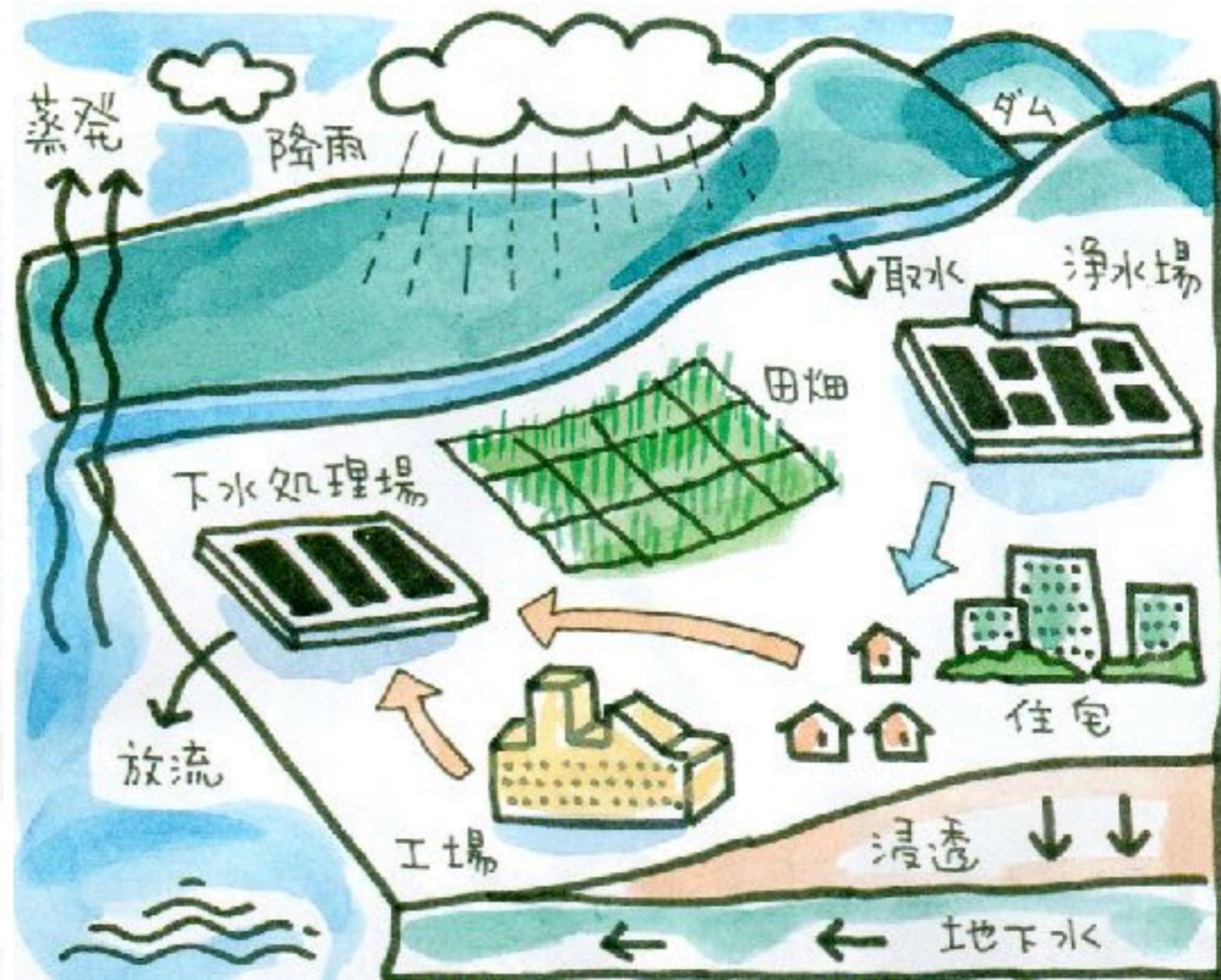
～ローカリゼーションと公共こそ～

第2回 「暮らしと経済問題ZOOM学習会」

2020.10.10

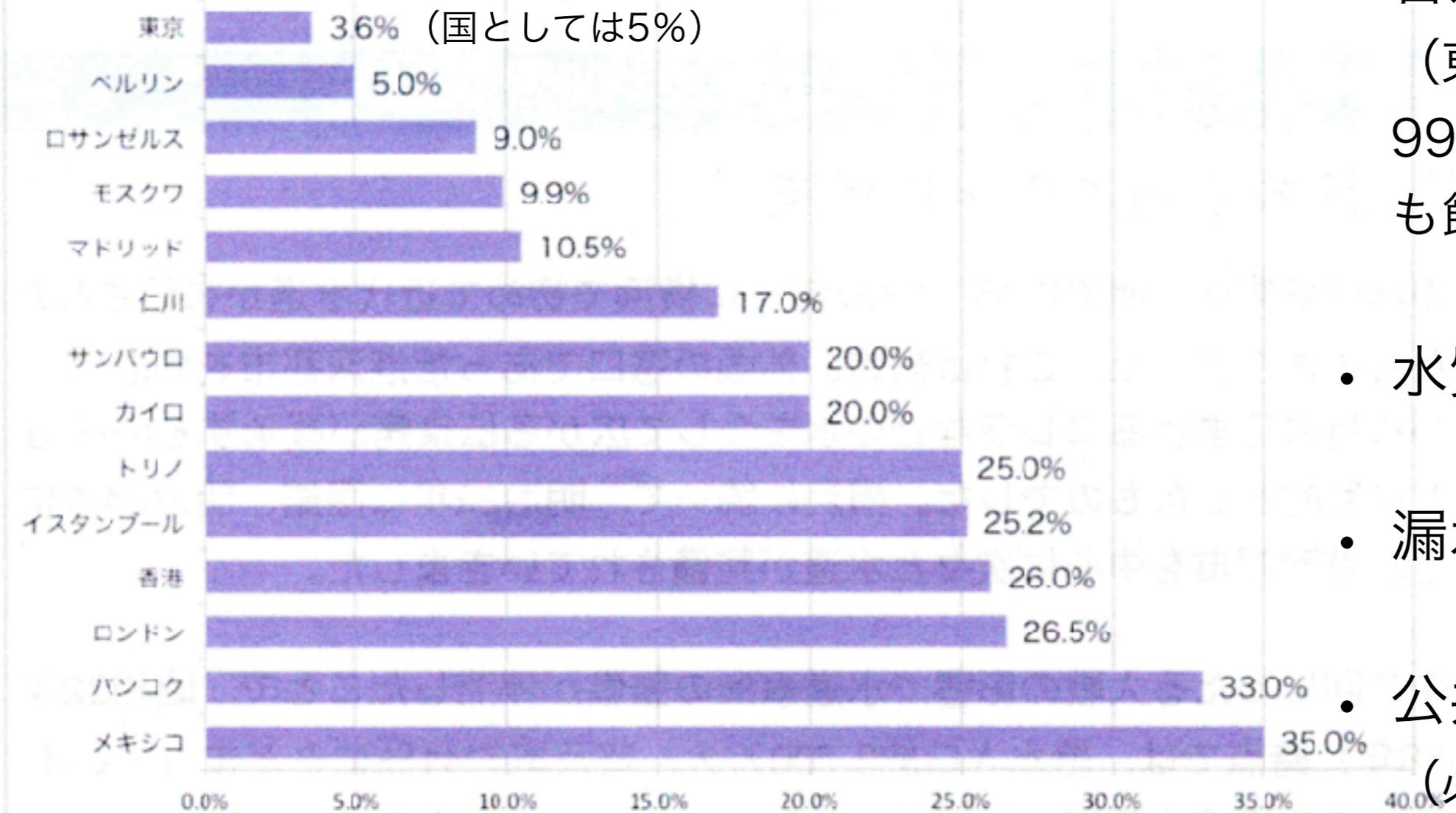
中村由紀男 (市民の風)

水道の場合



世界に誇れる日本の水道事業

世界の水道における漏水率



- 普及率は約98%
(東京は93%、札幌は99.9%。水道水をどこでも飲める国は11カ国)
- 水質が良い
- 漏水率が低い
- 公共性
(必要不可欠なインフラゆえ、民間事業者は参入できなかった。)

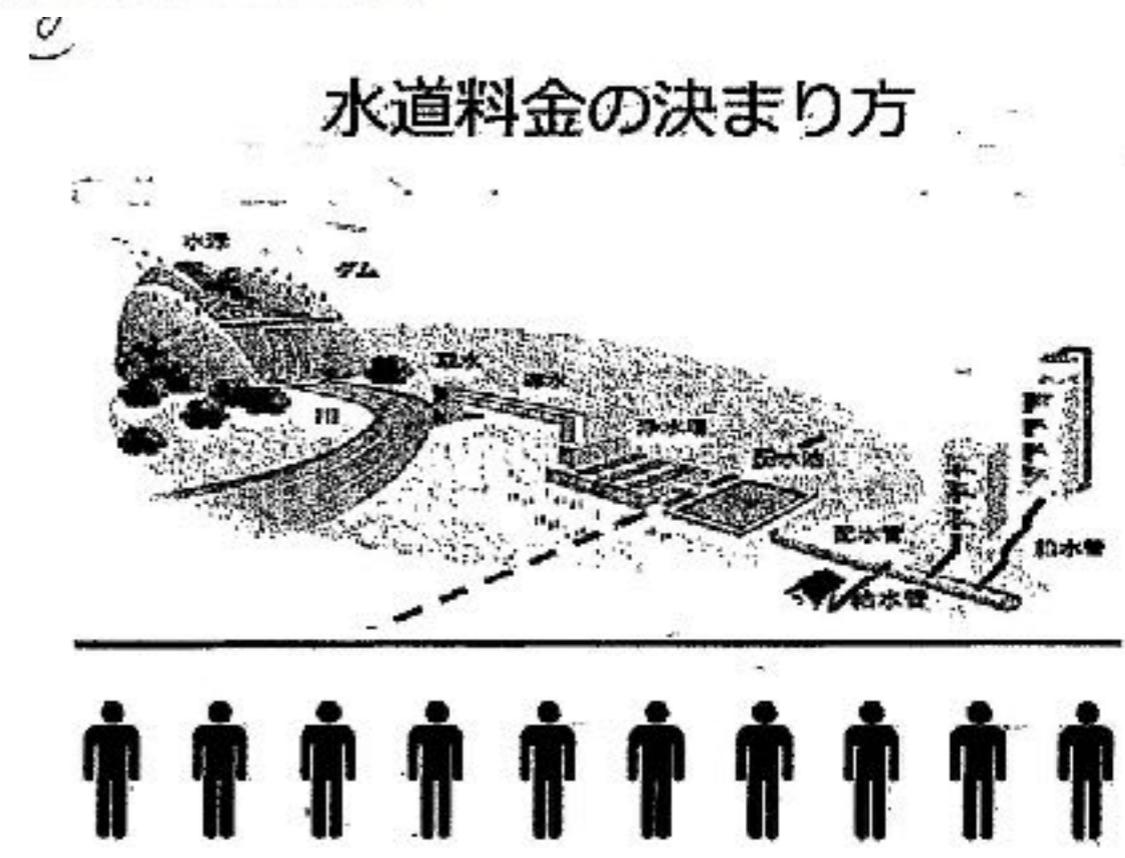
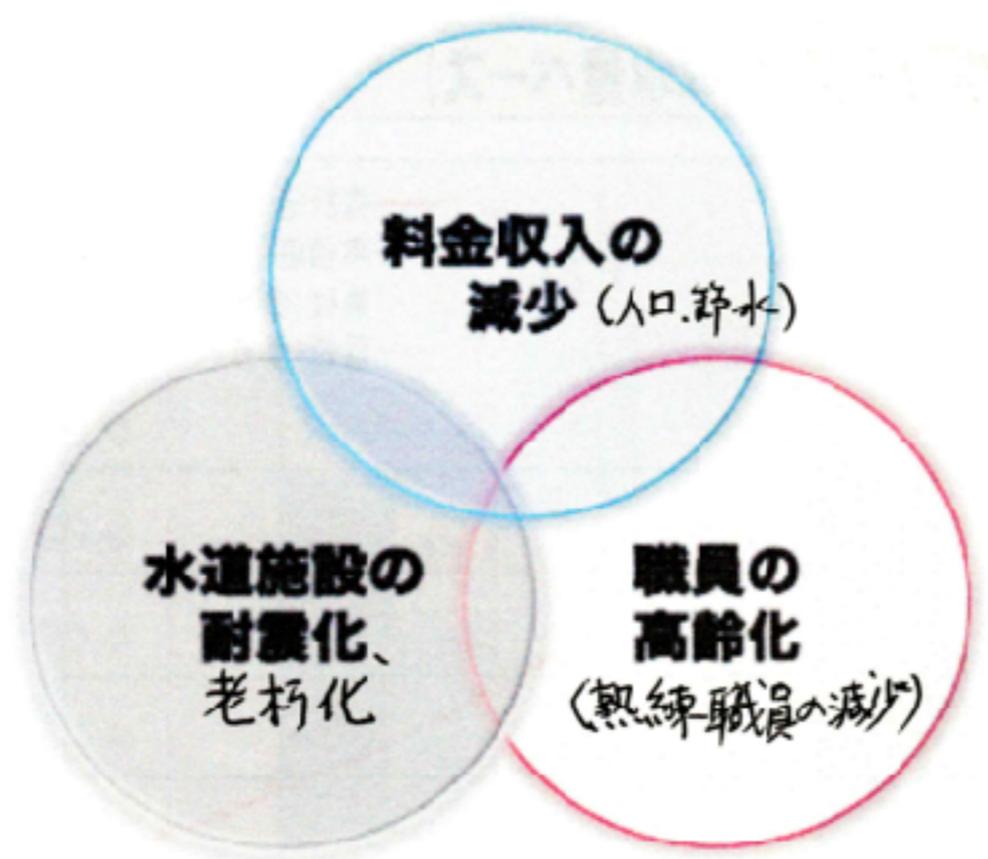
出典：「水の安全保障研究会」最終報告書 2008年7月

全国の水道料金 標準用20㎡当たりの平均料金

高い	安い
1 北海道・夕張市 6841円	1 兵庫県・赤穂市 853円
2 北海道・由仁町 6379円	2 山梨県・富士河口湖町 985円
3 北海道・羅臼町 6360円	3 静岡県・長泉町 1120円
4 北海道・江差町 熊本県・上天草市 大矢野地区 6264円	4 静岡県・小山町 1130円
	5 和歌山県・白浜町 1155円

日本水道協会2017年4月現在

水道料金はなぜ違う？



地方公営企業法による水道事業

- 料金収入を歳入の基本とする独立採算が強いられている。
- 独立採算であれば、身近な自己水源があるか、水源が清浄か、都市部か過疎地域化など、水道事業体によって効率化や企業努力では防ぐことのできないコストの差があり、それが料金に反映される。
- しかし、地方公営企業法（第3条）では、「企業」であっても公共の福祉の役割が定められている。
- 住民サービスの不平等をなくすためには、憲法25条の精神と、ユニバーサルサービスの考え方を取り入れる必要がある。他の事業体との料金比較で効率化だけを求めるような国の態度では問題は解決しない。

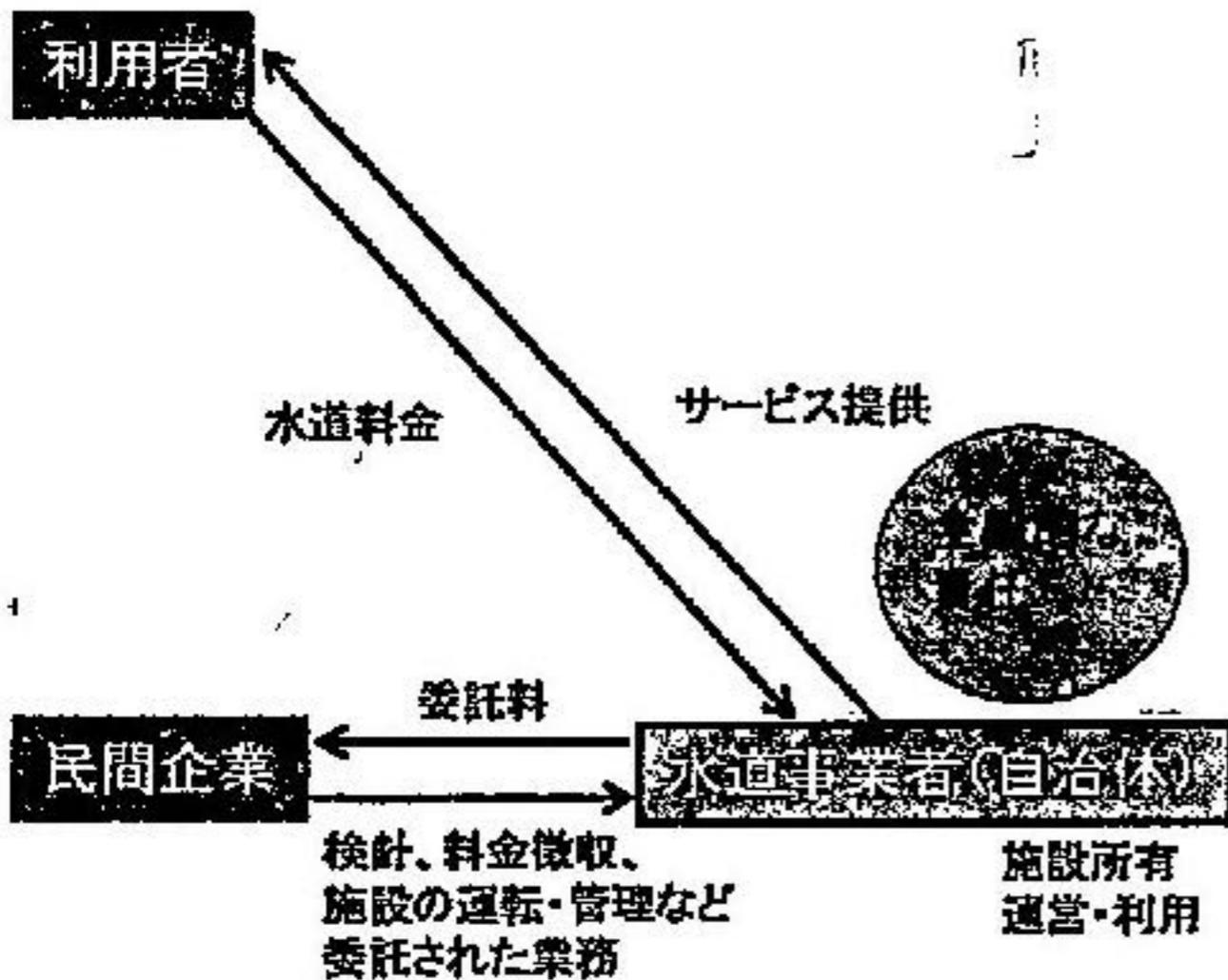
改正水道法の目的「水道の基盤の強化を図る」

- ①関係者の責務の明確化
- ②広域連携の推進
- ③適切な資産管理の推進 人口減少に合わせた
- ④官民連携の推進（コンセッション） 公設民営
- ⑤指定給水装置工事事業者制度の改善

※コンセッション：施設の所有権を公的機関に残したまま、運営権を民間に売却すること

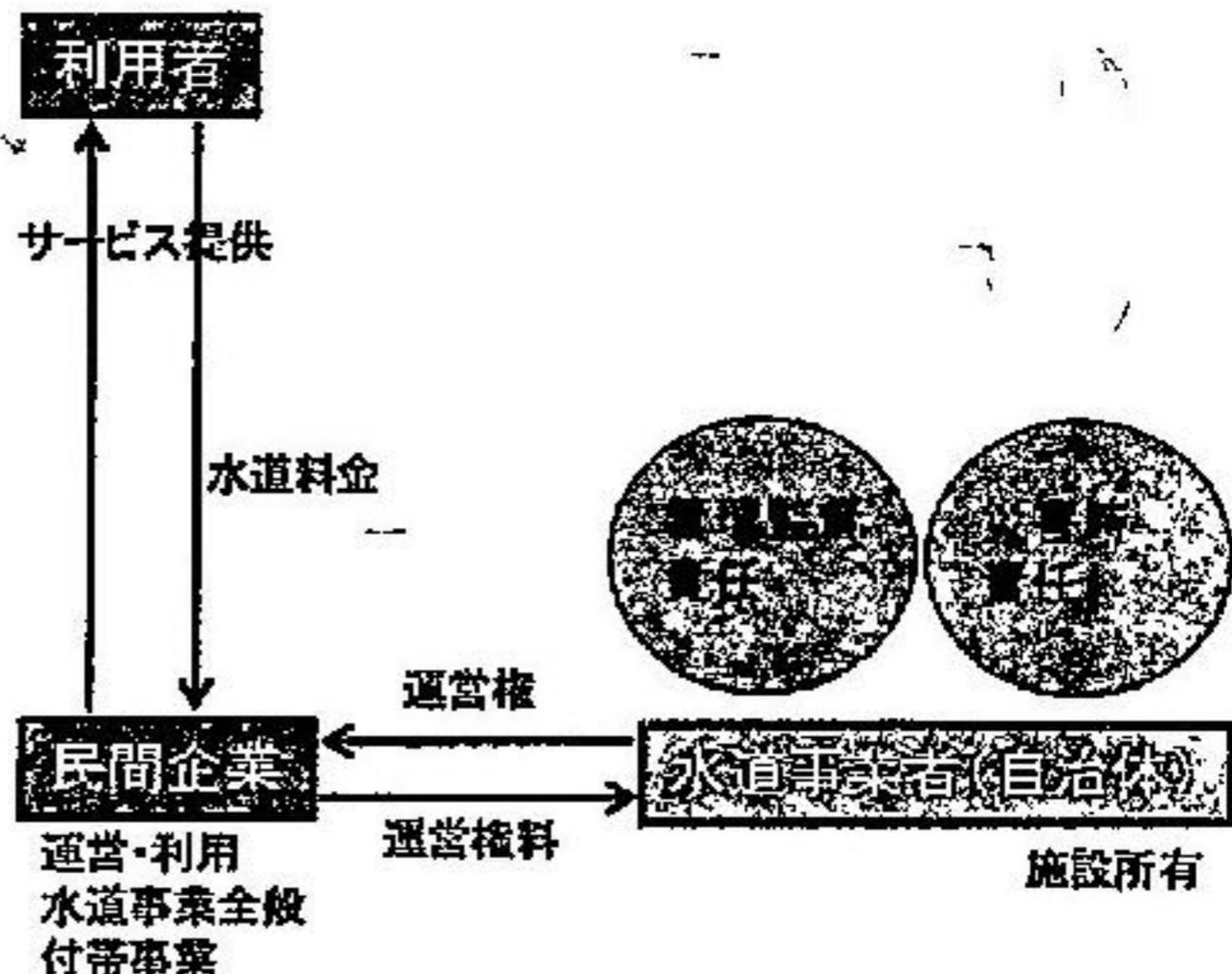
- 「基盤の強化」とは要するに「経営改善」であり、経費を少なくすること。過疎地の水道の維持保全の経費が削減されて疎かにされる恐れがある。
- 「関係者の責務の明確化」で広域化・民営化を推進する。
- 「適切な資産管理の推進」をするのは当たり前であり、これまでその人手やコストを省いてきたことこそ問題。今回特にそれを強調するのは、営業主体を官から民への移転を進める上で必要だから。
- 「官民連携の推進」によって、公共施設の維持・利用についての住民や地方議会の立場は後退し、実質上、民間事業者の判断・計画で運営が左右される。水道事業についての情報も、ノウハウも、それを担う技術者も、ほとんど民間事業者に移転してしまうため、民間事業者が求めることについて、地方自治体が異なる見解を持つこと自体がほぼ不可能になる。したがって、民間事業者の収益の確保・増大のために、住民のための経費が削減されたり、利用料金が増えたりする恐れがある。

業務委託



契約期間:短期

コンセッション



契約期間:長期(20年程度)

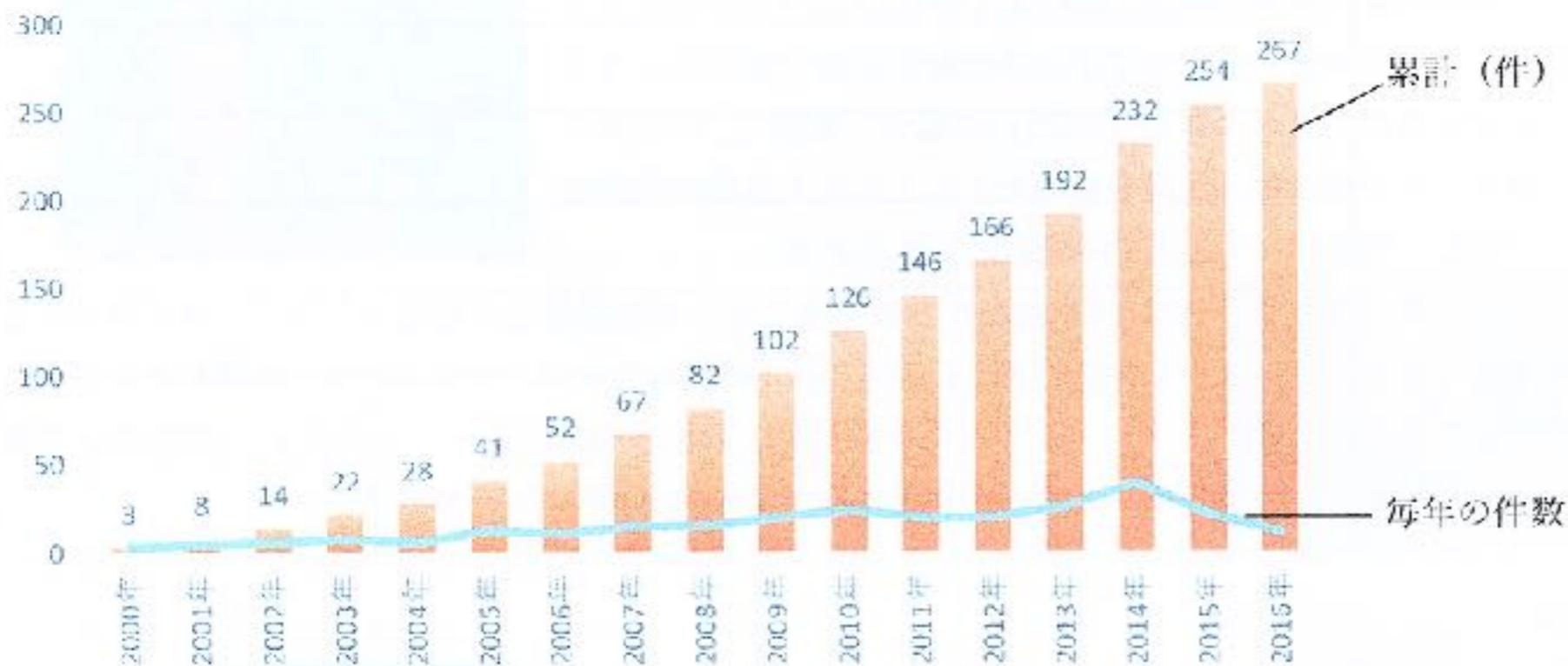
企業のリスクは少ない

水道法「改正」の問題点

1. 水道事業の課題の改善にならない。
老朽化への対応や人材不足については、地域の実情にあった事業計画について、国や都道府県が財政上技術上の責任を持ち、設備更新について支援することが必要。
2. 広域化で地域の実情にそぐわない計画が推進される恐れ。
人口の少ない地域への供給が悪化する恐れも。
3. 民営化で営利本位に変質する恐れ。
水は生存に不可欠であり、営利目的の民間事業者任せにはならない。料金の高騰を招いたり、不採算な人口の少ない地域への供給が困難になる恐れ。（政府は「補助金」などで民営化に誘導しようとしている。）

ヨーロッパで進む水道再公営化の波

2000年以降に水道再公営化した世界の自治体数



- 32カ国で267の自治体が再公営化。

- 民間経営では、株主配当が優先され、料金は上がり、設備はボロボロ、経費も膨れ上がり、「民間が安い」という幻想から目覚めた。

フランス	106
米国	61
スペイン	27
ドイツ	17
アルゼンチン	8
カナダ	4
ハンガリー	4
イタリア	3
カザフスタン	3
南アフリカ	3
ポリビア	2

コロンビア	2
インド	2
インドネシア	2
モザンビーク	2
トルコ	2
ウクライナ	2
ウズベキスタン	2
ベネズエラ	2
アルバニア	1
ベルギー	1
中央アフリカ共和国	1

エクアドル	1
ギニア	1
レバノン	1
マレーシア	1
メキシコ	1
ポルトガル	1
ロシア	1
スウェーデン	1
タンザニア	1
ウガンダ	1

今、地方自治体で必要なこと

1. 水道法の理念を生かして

水道法の根幹に当たる、地域の実情に合わせた給水計画を策定し、清浄低廉豊富な水を供給する国や地方自治体の責任が削除されたわけではないので、法文上も残されている水道法の理念を生かす取り組みが必要。

2. 広域化・民営化は市町村の判断で

政府の経済政策に乗ることで広域化・民営化に誘導されることなく、無駄を省き自然の水系水源を生かした地域の実情に応じた給水計画・更新計画・財政計画を自ら立案する。

3. 地域から「いのちの水」を守る取り組みを

市町村が主体性を持って水道事業の維持に取り組むためには、住民が地域の水道の実情を知り、維持改善するための議論に参加することが必要。

私たちは、これからどうすれば？

- 「水は、命に一番大切なものの一つ」という理念を再認識する。
憲法25条（生存権、国の社会的使命）：「①すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」
- 「蛇口をひねれば無尽蔵に水が得られる」という認識を捨てる。
単なる”消費者”ではない。
- 「安ければいい」という単純思考ではなく、公共施設などへの負担は国や自治体に求めつつ、適正な自己負担をする。
- 未来の世代に残すレガシー（遺産）として長期的視野を持ち、大切に。
- 地域の水道の実情を知り、維持改善するための議論に参加する。

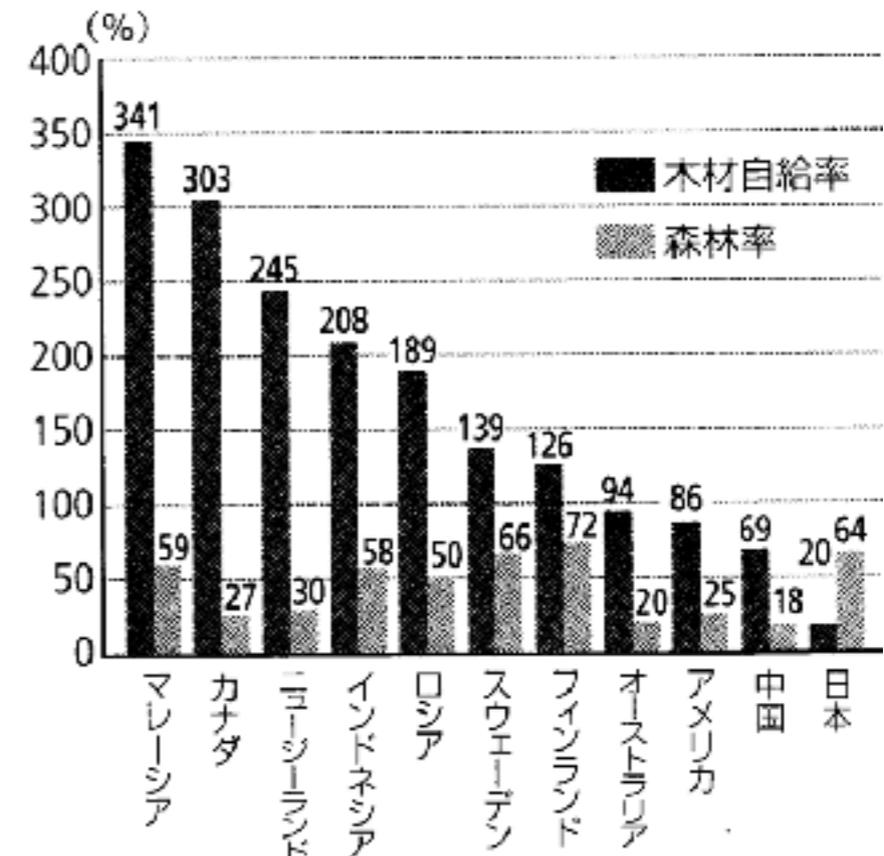
林業の場合



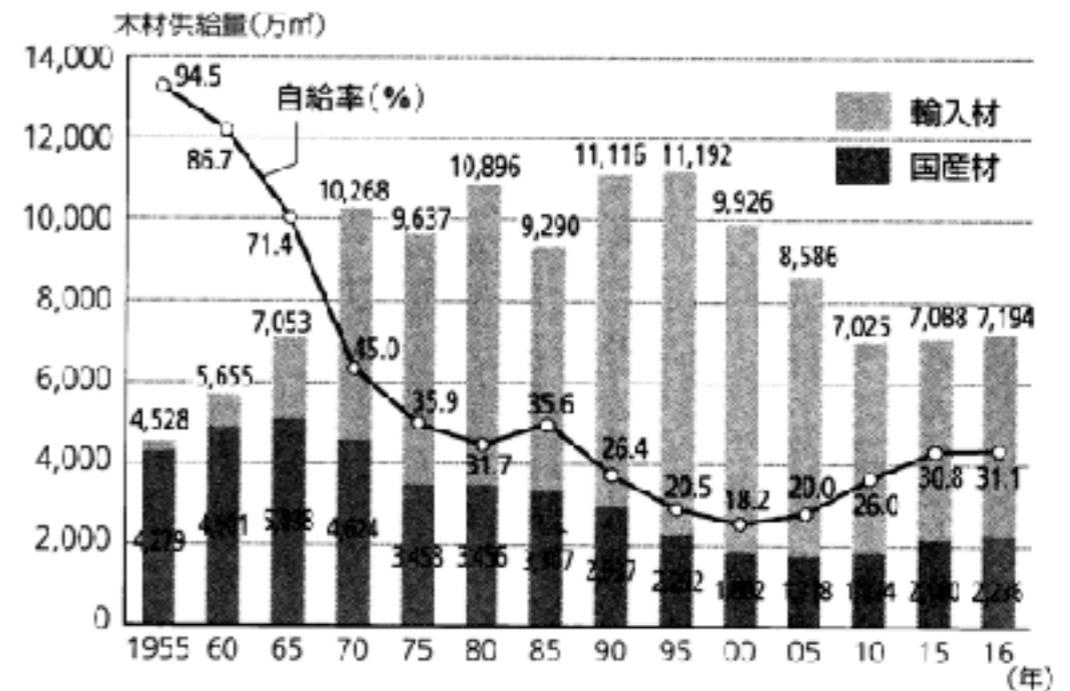
森林は日本の大切な資源

- 国土の2/3を森林が占めている。
- 防災、浄水、地球温暖化防止、環境に優しい資源の提供、生態系の維持など、暮らしを守る機能が大きい。
- 外国製の安い木材が入ってきて値段が下がり、国内の林業者は次々に廃業、林業人口はどんどん減っていき、多くの森林も手が入れられず放置されるようになってきた。

世界の木材自給率と森林率



日本の木材供給量と自給率の推移(用材部門)



森林経営管理法 「改正」

2018年5月成立

- 自治体が森林を所有する住民の経営状況をチェックし、「きちんと管理する気がない」とみなしたら、どこかの企業に委託して、所有者の意思に関係なく、その森林を伐採できるようにした。
- 農業や漁業で政府が進めているものと、全く同じビジネスモデル。
- 長期育成によって、質の良い木材の維持を心がける小規模林業者が数多い。良い木を残して育てる林業者を育成する視点も必要なのに。
- 営利優先だと、短期間で過剰な伐採をした後、再造林をしなかったり、環境に負担をかけるような森が増える。すでに大規模な伐採跡地の崩壊も目立ってきている。環境保全型の森づくりのニーズは世界的に高まっているのに。

国有林野管理経営法 「改正」

2019年6月成立

- 国有林に育つ木を伐採・販売できる権利を民間企業に与える法律。
- 以前は1年ごとに入札で業者を決定していたが、一定の負担金を出す業者が数百ヘクタール単位の広大な面積を最大50年の長期にわたって伐採する特権が与えられ、伐採後に苗木を植え直す義務はない。
- 本来、林業は100年以上のサイクルを見据え、植樹、育成、伐採の循環によって成り立つが、この法律のもとでは木々をいかに効率よく伐採して販売するかに集中できる。山を崩さないような環境への配慮は必要なくなる。

漁業の場合



漁業は、

- 資源の減少、後継者難など、漁業・水産業の抱える課題は大きい。
- 2018年末には70年ぶりに漁業法が「改正」された。
- 和食にはなくてはならない水産物を食べ続けるために今、何ができるのか。

法改正の背景には何が？

漁業法など、水産関連法の「改正」

2018年12月成立

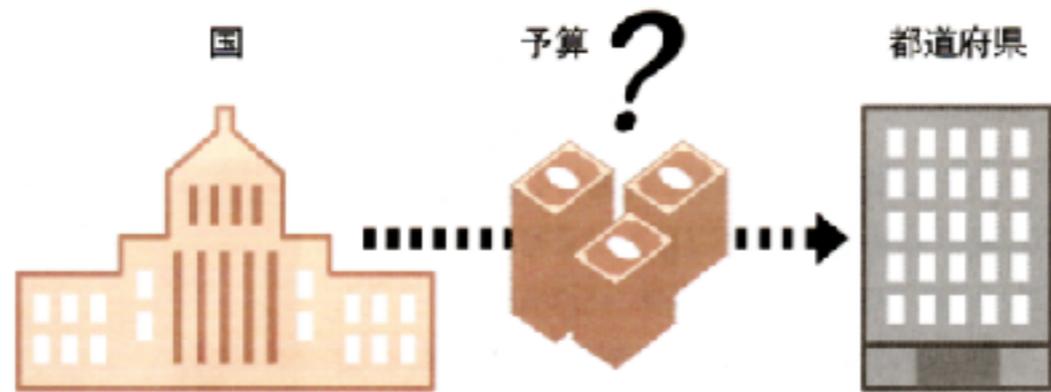
- 「民主化」の文言が消えた。
- 「適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるため」 (by 水産庁)
- 漁獲量を制限する魚種を、現行のクロマグロ、サンマなど8種から順次拡大し、毎年の漁獲可能量を決めていく。
- 漁業権は基本的に地元の漁業者や漁協に付与されてきたが、民間企業にも新規参入の道が開かれた。

農業の場合

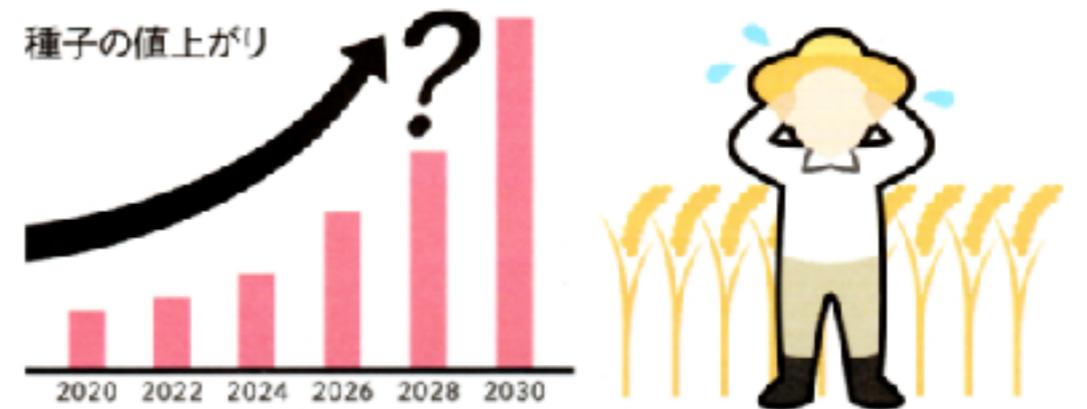


種子法廃止で起こる問題

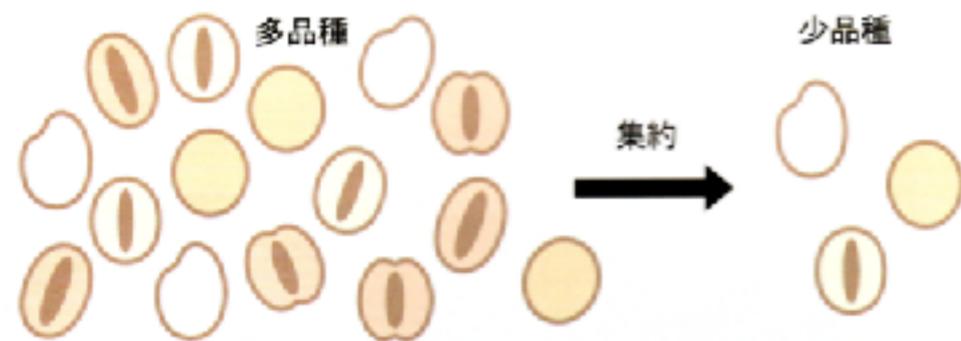
種子生産の公的支えがなくなる



種子の価格が値上がりする



種子品種の多様性が失われる



多国籍企業による影響が強まる



都道府県別種子条例制定状況



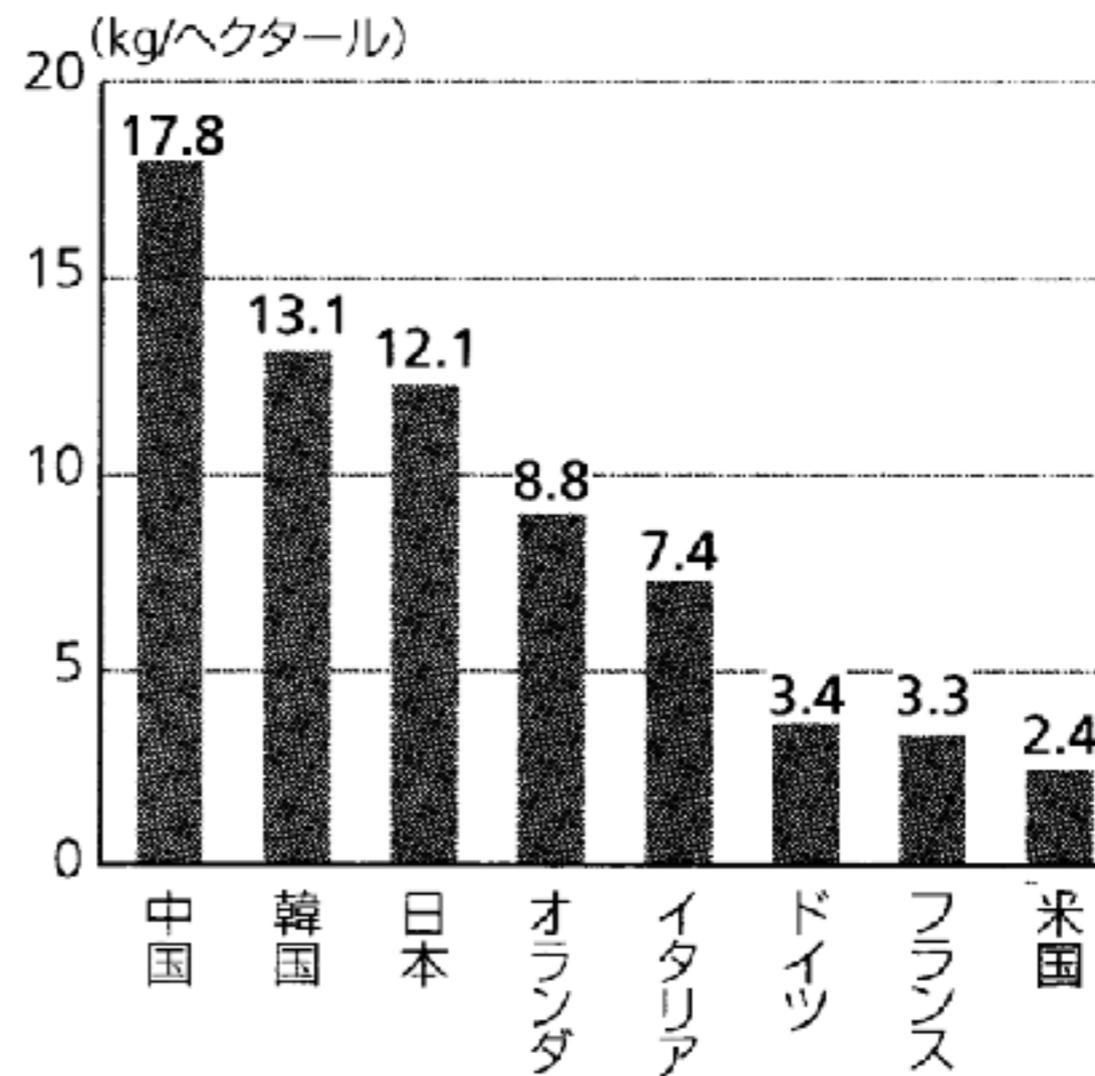
全国に広がる条例制定の動き

2019年7月5日現在 「日本の種子(たね)を守る会」事務局作成の資料より

日本は農薬の使用大国

- 「ネオニコチノイド」は、水によく溶け、土に染み込み、一度まくと数ヶ月から数年間土壌にしっかり残留し、虫の神経に作用する。
- ミツバチの大量死が相次ぎ、世界は次々と禁止へ。日本は逆に基準を緩和。
- 「ラウンドアップ」に代表されるグリホサート除草剤には発がん性があり、すでに禁止している国が多いが、日本ではスーパーでも売られている。

主要国の農薬使用量(2010年)



※耕地1ヘクタールあたりの有効成分換算農薬使用量(kg)。農業用のみ。林野・公園・ゴルフ場など非農業用の農薬を除く。フランス、韓国は2009年のデータを引用／出典：FAOSTAL2013.8.4

遺伝子組換え作物

兵器を使わない侵略

- ・ F1（1年しか発芽しない種子）を使い、自社製品（バイオ企業）の農薬にのみ耐性を持つように遺伝子を組み替えた。
- ・ 1度この種子を使った農家は、その後もずっと同社の種子と農薬をセットで買い続けることになる。
- ・ セット販売された農薬や除草剤は最初のうちは面白いように効くが、害虫やカビ、雑草などは、だんだん耐性ができてきて効かなくなってくる。
- ・ 仕方なく使用料を増やすと、今度はそれに耐性をつけた強力な雑草が発生し、それを枯らすためにさらに農薬量を増やすという悪環にハマる。農薬を使いすぎて汚染された土壌では、もはや遺伝子組み換え以外の作付けができなくなってしまう。
- ・ この技術は、その会社に巨額の利益をもたらしただけでなく、その後世界中を、食をめぐる巨大なマネーゲームの渦に巻き込んでいく。

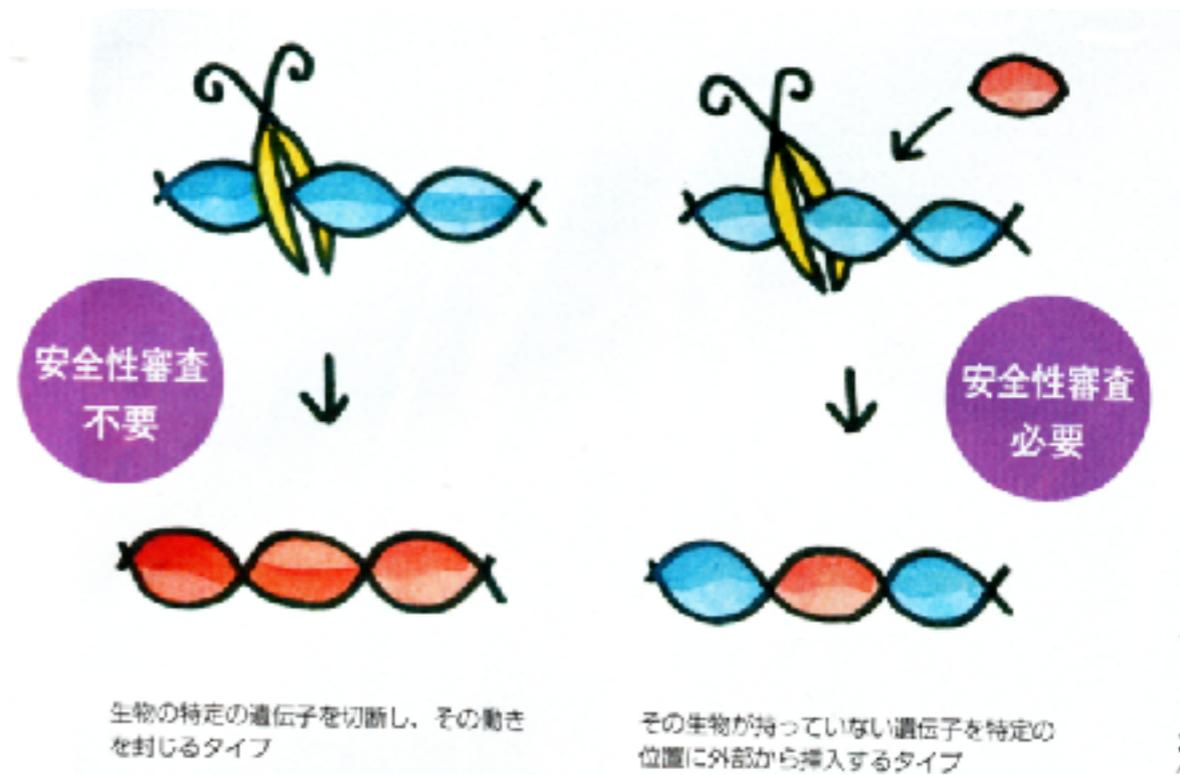
日本で認められている 遺伝子組み換え作物



*日本で商業栽培をしているのは青いバラだけ

「ゲノム編集」食品がやってくる

審査、表示はどうなる？



↑ 食品衛生法の対象外に

遺伝子組み換え技術よりもさらに簡単で正確、効率的？

種苗法改定案

- 種苗法とは、著作権の農産物バージョン。
- 自家増殖は禁止されていない。⇒新品種と一部品種を禁止。

廃案にすべき理由

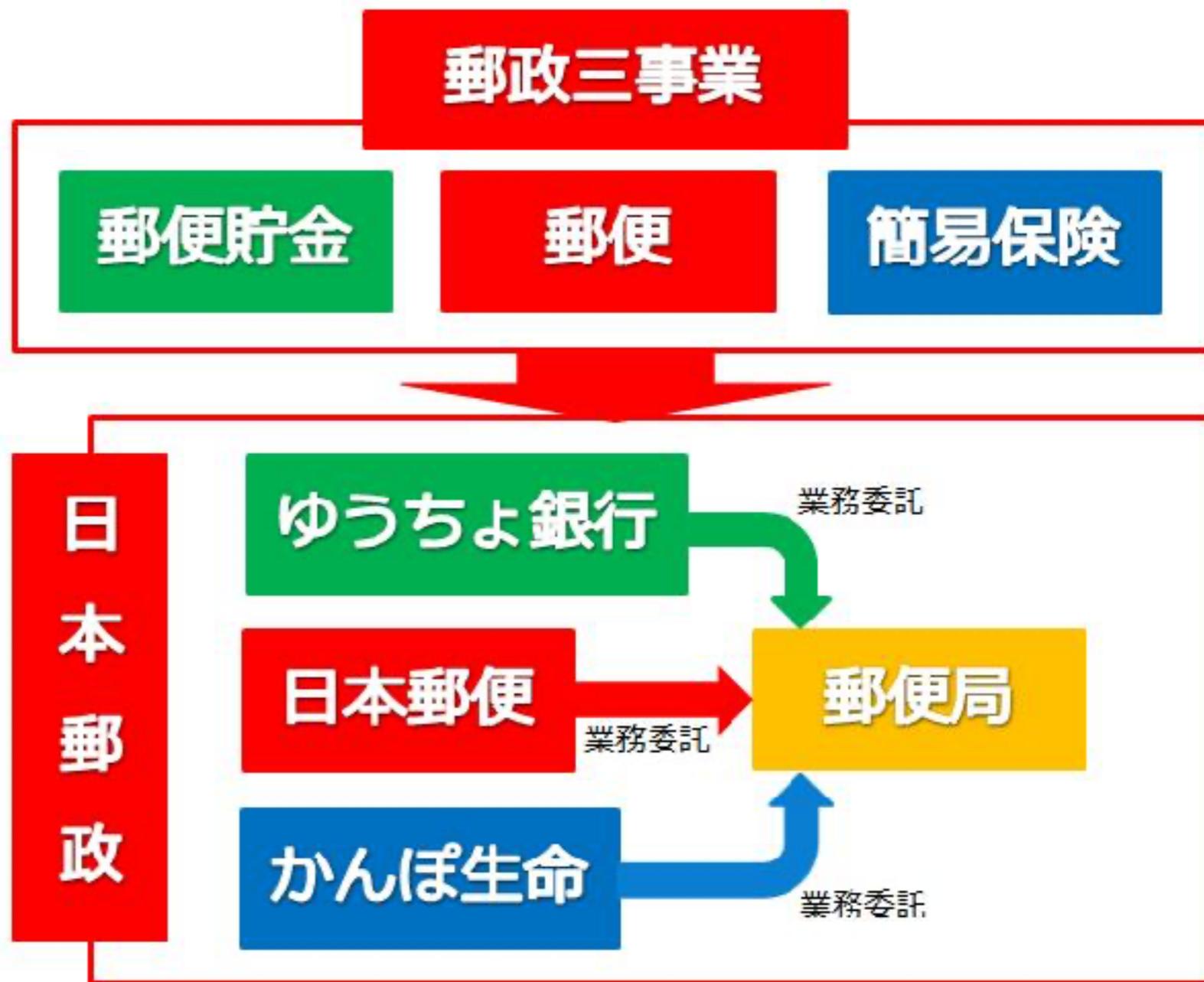
- 海外流出を防ぐには、海外で品種登録を行えば良い。
- 開発した育成者の権利と農家の権利（自家増殖）のバランスを考慮した現在の法律を変える必要はない。
- 遺伝子組み換えやゲノム編集技術で生まれる新品種への種子代金を農家が毎年支払い続けることになる。
- 農家が育成してきた多種多様な品種と栽培技術が失われることは、気候変動などへの対応力を低下させ、日本の多様な食文化や食の安心安全を願う消費者の願いにも反する。

「成長産業化」 ⇄ 農業の多面的価値



- 農業は、食料を生産する産業としての価値のほか、環境維持、防災、教育など、誰もが必要とする多面的な価値を持つ。
- 「強い農業」「儲かる農業」をめざすことによって自由競争にさらされると、農業の公共的価値が考慮されなくなる。
- 日本の農業予算に占める環境政策予算は、EU諸国の10%前後に対して、0.1%程度。

「郵政民営化」がもたらしたものの



何のための郵政事業？

- どんな過疎地でも、金融も、郵便も、保険も扱う。
- 郵便事業だけでは維持できない。
- 地域のために郵便局が貢献するから、そこに人が住める。

民営化後に起こったこと

- 「自爆営業」：商品を社員が購入して売り上げにする行為。
- 「かんぽ生命不正販売」事件：3000件以上の法令・社内規定違反
- 「アフラック生命保険」を郵便社員が販売。
- 顧客サービスの低下：郵便到着日数の増加。簡易郵便局の減少....。

「公共」とは何か？

- 鉄道.....
- 病院.....



- 警察.....
- 道路.....

ローカル経済こそ

- 農業.....、漁業.....、林業.....、水道.....、

暮らしを守るルール（適切な規制）

作りに、市民が参画を